

## 保険料額決定(変更)通知書を郵送します

問合せ/国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

令和7年中の所得額が確定したことにより、令和8年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。

令和8年5月末までに後期高齢者医療制度に加入した人には、保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。同通知書には、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

なお、同保険料が増額して、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超えた場合、特別徴収(年金からの天引きでの納付)から、普通徴収(納付書や口座振替での納付)に切り替わります。

保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」との合計で、個人ごとに決められます。令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、今年度の保険料は、後期高齢者医療分と子ども・子育て支援金分を合わせた金額になります。今年度の保険料の算定は次のとおりです。

なお、均等割額は、世帯の所得や被保険者数などで、2・5・7割軽減される場合があります。令和8・9年度は、7割軽減に該当する場合、医療分に限り、さらに0.2割軽減を行います。

### 被保険者1人当たりの後期高齢者医療保険料=①+②

#### ①後期高齢者医療分

<b>保険料(年額)</b> 限度額85万円 100円未満切り捨て	=	<b>均等割額</b> 55,385円	+	<b>所得割額</b> 所得× 所得割率9.71%
---	---	------------------------	---	---------------------------------

#### ②子ども・子育て支援金分

<b>保険料(年額)</b> 限度額2万1千円 100円未満切り捨て	=	<b>均等割額</b> 1,374円	+	<b>所得割額</b> 所得× 所得割率0.25%
--	---	-----------------------	---	---------------------------------

#### ▶普通徴収の人は「口座振替」がおすすめ

口座振替にすると毎月納付書で支払う手間がなく、新しく加入した場合も、年金からの天引きでの納付が始まるまで、保険料の納め忘れがなく安心です。また、年金天引きから納付方法が変わった場合も、納め忘れがなく安心です。

手続き方法など詳しくは、国保医療課 福祉医療・後期医療グループへ。

#### ▶確定申告期限後に申告された人へ

確定申告期限後に申告などをされた人は、今年度の負担割合や保険料額の決定が間に合わない可能性があります。その場合は、申告前の情報で作成した資格確認書(または資格情報のお知らせ)や保険料額決定通知書を一旦送付します。

後日、申告内容に基づいて再判定を行い、変更があった場合は資格確認書(または資格情報のお知らせ)や保険料額決定通知書を改めて送付します。

## 市老人医療費助成(垣老)の更新申請など

問合せ/国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140)

#### ▶71~74歳対象者に更新申請書などを郵送

市老人医療費助成制度(垣老)の71~74歳対象者に新しい受給者証または、更新申請書を7月中旬に郵送します。

対象となるのは、医療費の一部負担割合が「2割」の人です。

#### ◆国民健康保険(大垣市)に加入の人

受給者証を郵送します(更新申請は不要)。

#### ◆健康保険協会、共済組合など国民健康保険(大垣市)以外に加入の人

更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、一部負担割合が確認できるもの(高齢受給者証、資格情報のお知らせなど)のコピーを添付して、同封の返信用封筒で返信してください。加入健康保険に変更がある、または初めて申請する人は、保険資格取得日が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)のコピーも必要です。市老人医療費助成制度(垣老)の受給者証は、負担割合を確認後、郵送します。  
※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください

## 国民健康保険の資格確認書の更新など

問合せ/国保医療課 国民健康保険グループ (☎47-8132)

#### ▶資格確認書などの一斉送付

国民健康保険加入者に、7月中にマイナ保険証(保険証の利用登録がされたマイナンバーカード)の保有状況に応じて、8月1日から使用する「資格確認書」または、「資格情報のお知らせ」を送付します。

なお、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、資格確認書などは世帯主宛に郵送します。

#### 【マイナ保険証をお持ちでない人】

「資格確認書(薄い紫色)」を簡易書留で送付します(申請不要、自動的に郵送)。医療機関などの窓口でご提示いただくことで、自己負担割合にて受診できます。

#### 【マイナ保険証をお持ちの人】

大垣市国民健康保険の情報を書面で簡易に把握できる「資格情報のお知らせ」を送付します(申請不要、自動的に郵送)。

医療機関などでの受診は、マイナ保険証をご提示いただくことで自己負担割合にて受診できますが、マイナ保険証の読み取りができない場合、マイナ保険証と一緒に資格情報のお知らせをご提示いただくことで受診できるようになります(資格情報のお知らせのみでの受診は不可)。

なお、資格情報のお知らせは毎年一律に送付するものではなく、記載内容の変更や有効期限の更新が必要な場合などに送付します。

#### 申請により「資格確認書」を交付できる場合があります

マイナンバーカードを紛失・更新中の人やマイナ保険証での受診に配慮が必要な人(障がいがある人や要介護者など)は、申請により「資格確認書」を交付することができます(親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可)。

詳しくは、国保医療課 国民健康保険グループへ。

#### ▶限度額適用認定証などの更新手続きは8月1日から

限度額適用認定証は、医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなるもので、現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日までです。

引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、現在の認定証・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)・マイナンバーがわかるものを持参し、国保医療課や各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください(保険料の未納がある場合は更新することができません)。なお、マイナ保険証を利用の場合、限度額適用認定証の事前申請は不要となります。

また、入院時食事代(1食550円)が減額される標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。限度額適用認定証と同様に更新手続きをしてください。

## 国民年金保険料の免除制度

問合せ/国保医療課 年金グループ (☎47-8129)

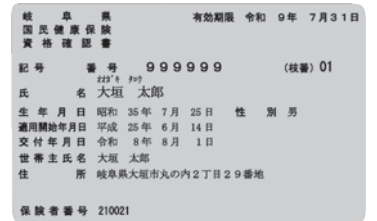
大垣年金事務所 (☎78-5166)

国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難な場合は、申請によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の免除、納付猶予の制度を利用することができます。

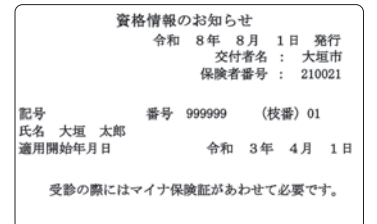
いずれの制度も所得審査があります。また、部分免除の場合、承認後の保険料が納付されないと、免除は無効になり未納期間となりますので必ず納めてください。

▶申請窓口/国保医療課、各地域事務所、各市民サービスセンター、大垣年金事務所など

▶持ち物/マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができるもの、雇用保険受給資格者証または、雇用保険被保険者離職票(失業中の人)



資格確認書見本



資格情報のお知らせ見本